



# 官民による若手研究者発掘支援事業（若サポ）

- 共同研究フェーズ／マッチングサポートフェーズ（第5回公募）
- スタートアップ課題解決支援型

2023年2月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）  
新領域・ムーンショット部

## NEDOとは？

- NEDOは、「持続可能な社会の実現」に必要な技術開発の推進を通じて、イノベーションを推進する、国立研究開発法人です。
- リスクが高い革新的な技術の開発や実証を行い、成果の社会実装を促進する「イノベーション・アクセラレーター」として、社会課題の解決を目指します。

## NEDOのミッション



◆ NEDOのご案内 2022年度・・・ <https://www.nedo.go.jp/content/100906746.pdf>

# 1. 本事業の概要（2）若サポについて

**「官民による若手研究者発掘支援事業（若サポ）」は「テーマ公募型」の「助成事業」です。**

	ナショナルプロジェクト型 (課題設定型)	テーマ公募型
目的・目標	NEDOが設定	提案者が設定
分野・領域	NEDOが設定	提案者が設定

## 現在実施中の研究開発テーマ

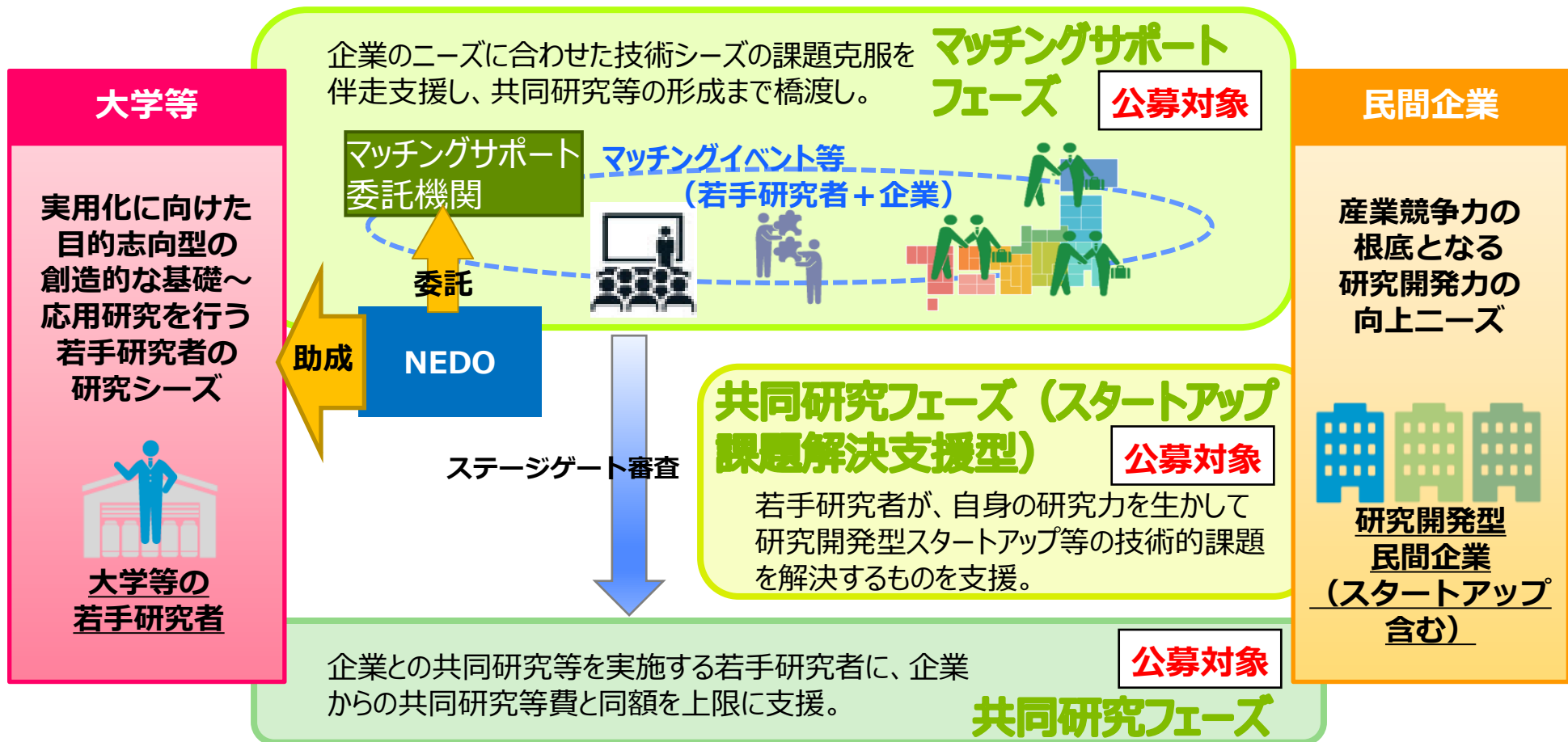
- ◆ 第1回公募採択・・・[https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3\\_100226.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3_100226.html)
- ◆ 第2回公募採択・・・[https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3\\_100284.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3_100284.html)
- ◆ 第3回公募採択・・・[https://www.nedo.go.jp/koubo/SM3\\_100001\\_00004.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/SM3_100001_00004.html)
- ◆ 第4回公募採択・・・[https://www.nedo.go.jp/koubo/SM3\\_100001\\_00021.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/SM3_100001_00021.html)

# 1. 本事業の概要（3）全体スキーム

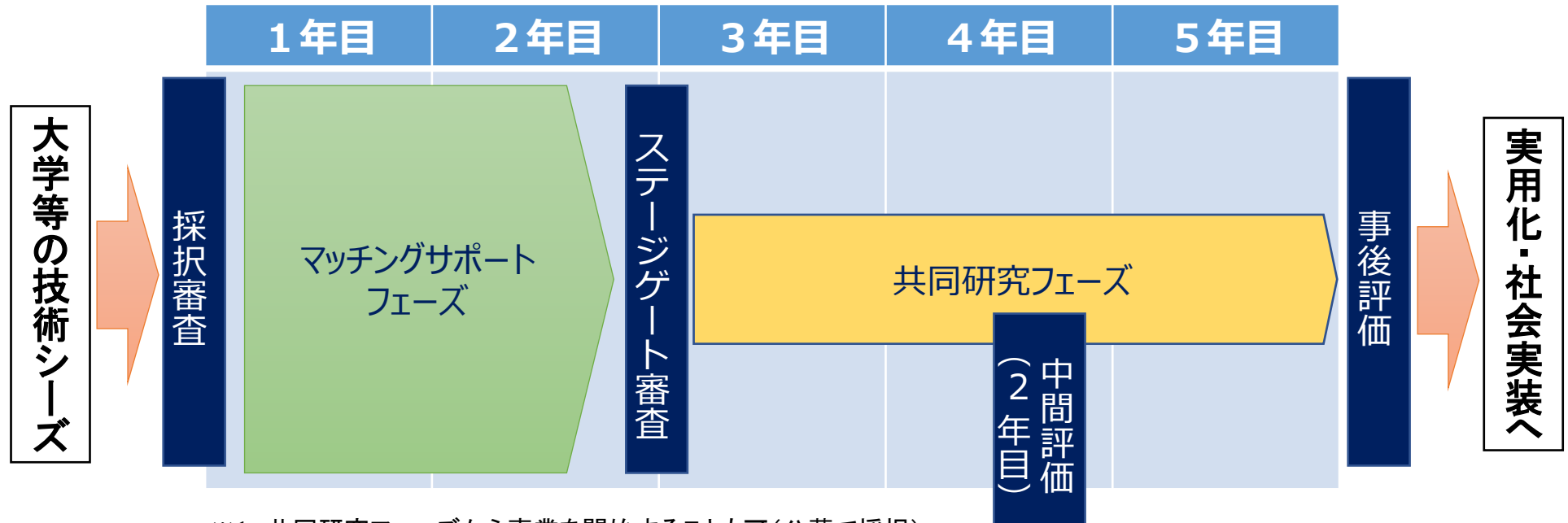
## 本事業で期待する効果

官民が協調して大学等の有望な若手研究者・シーズ研究を発掘し、これを企業の研究開発や事業活動に早期に結びつけるエコシステムを構築することで、

- 世界最高水準のイノベーションを実現
- 我が国の地域レベルでのイノベーション創出
- 若手研究者が大学等と企業の両方へキャリアを模索すること などが期待されます。



# 1. 本事業の概要（4）標準的なスケジュール



- ※1 共同研究フェーズから事業を開始することも可(公募で採択)。
- ※2 マッチングサポート期間は2年間(3か年度)、助成金の交付は2か年度。

## 【マッチングサポートフェーズ】

大学等に所属し、産業界が期待する目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施する若手研究者と企業との共同研究等の機会を創出するためのマッチング支援を行います。また、審査で助成対象事業として採択されたものについて助成します。

## 【共同研究フェーズ】

大学等に所属する若手研究者が企業と共同研究等の実施に係る合意書を締結し、企業から大学等に対して共同研究等費用が支払われることを条件として、実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施するものについて助成します。

# 1. 本事業の概要 (5) 事業目的・対象

実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究<sup>※1</sup>を行う**大学等<sup>※2</sup>に所属する若手研究者<sup>※3</sup>**を発掘し、若手研究者と企業との**共同研究等<sup>※4</sup>**の形成を促進する等の支援をすることにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、我が国における新産業創出や産業技術力向上に貢献することを目指します。

## ※1 実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究：

創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの

## ※2 大学等：

国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関

## ※3 若手研究者：

主任研究者（大学等に在籍する研究者で、2023年4月1日時点において、**博士号の学位の取得者であり、かつ45歳未満**）及び登録研究員（大学等に在籍する研究者又は学生で、2023年4月1日時点において、博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者であり、かつ45歳未満）

## ※4 共同研究等：

日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）と、実用化に向けた取り組みとして、**共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度**の活用等を行うもの

## 2. 共同研究フェーズ（1）概要

**大学等に所属する若手研究者**が企業と共同研究等の実施に係る合意書を締結し、企業から大学等に対して共同研究等費用が支払われることを条件として、**実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究**を実施するものについて助成します。



■ **助成金交付先**：若手研究者（主任研究者、登録研究員）が**所属する大学等**

■ **助成金の額**：1テーマあたり**3,000万円以内／年**、**企業から支払われる共同研究等費と同額以下**

■ **助成事業期間**：**最大3年間（4か年度）**

※助成金の交付決定期間は2年間（3か年度）とし、2年目終了前に実施する中間評価により、研究開発実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

※事業終了後、5年以内の実用化（研究開発の成果が産業に応用されること）を目指すものとします。

## 2. 共同研究フェーズ（2）事業スキーム

本助成事業は「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程」（2023年2月改訂予定）に沿って実施します。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

### ○ 助成対象となる費用

当該助成事業に必要な費用のうち、交付規程に定める**直接経費**及び**間接経費**の範囲。

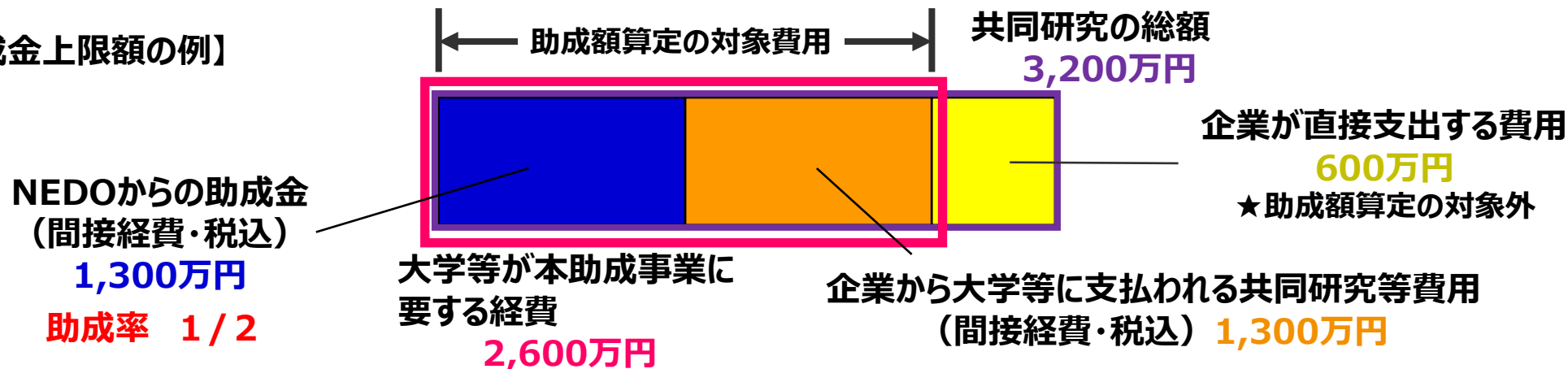
### ○ 助成金額

共同研究等を実施する企業から支払われる共同研究等費とNEDOからの助成金を合わせた研究開発事業費の総額は1テーマあたり6,000万円以内/年とします。但し、NEDOからの助成金は**企業から支払われる共同研究等費用と同額以下**とし、1テーマあたり**3,000万円以内/年**を助成します。

\* 採択決定後に提出いただく「**交付申請書**」・「**合意書**」（P.27）に基づき、**大学等が本助成事業に要する経費**に対し、助成率1/2で交付決定します。

支払額は交付規程に定める通り、精算払にて確定します（交付先となる大学等からの本助成事業に要する支出についてその実績を検査して確定）。ただし必要に応じて年4回の概算払が可能です。

### 【助成金上限額の例】



★助成金の額には間接経費（直接経費の30%）を含みます。

★本事業では主任研究者本人の人件費の計上も可能です。



## 2. 共同研究フェーズ（3）対象者

**共同研究フェーズにおける提案者（主任研究者）**は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 助成事業の責任者（主任研究者）となること。
- 2023年4月1日時点において、**博士号の学位の取得者**であること。
- 2023年4月1日時点において、**45歳未満**であること。但し、今回の公募では、**出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者については、2023年4月1日時点において、50歳未満**であること。\*
- 日本国内に所在する大学等に在籍する**研究者**であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む**雇用契約が締結されていること**。
- 提案時点で企業と共同研究等の検討がされており、**交付決定後すぐに企業との共同研究等に着手できること**。
- 助成事業の実施にあたって、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。

**助成事業に研究員として登録される研究者（登録研究員）**

は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 2023年4月1日時点において、**博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者**であること。
- 2023年4月1日時点において、**45歳未満**であること。但し、今回の公募では、**出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者については、2023年4月1日時点において、50歳未満**であること。\*
- 日本国内に所在する大学等に在籍する**研究者又は学生**であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む**雇用契約が締結されていること**。

**助成金の交付先となる大学等**（主任研究者及び登録研究員が所属する機関）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 日本国内に所在すること**。
- 交付決定までに、提案者が共同研究等を実施する企業との間で共同研究等に係る契約を締結する等により、**共同研究等が実施できる体制を有すること**。
- 経理その他の事務についての的確に管理できる体制を有すること。
- e-Rad上で提案者に対して機関承認を行えること。
- 提案者の提案が採択された場合、NEDOに対して助成金交付に係る申請ができること。

※ダイバーシティの拡大推進の観点から、実際にライフイベントに伴って研究の継続に困難があった方を想定しています。目安として、合計で1ヶ月程度以上の産休・育休・介護休を取得された場合となります。

なお、証明書類の提出は不要ですが、提案書の記載内容については、当該要件に限らず、必要に応じてNEDOから確認をさせていただくことがあります。提案書に不備（虚偽）が発覚した場合は、受理後であっても、無効となる場合があります。

## 2. 共同研究フェーズ（4）対象事業

**産業技術分野及びエネルギー・環境分野での実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究※1**で、**新産業の創出等に貢献することを目指して企業との共同研究等※2**を行うもの。

但し、「**医薬・創薬分野、医療機器分野※3**」での実用化に事業目的を限定した研究開発提案は対象外。

- ※1 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。但し、原子力技術に係るものは除く。）に係る研究開発を行うもの
- ※2 日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）と、実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ（事業終了後に民間企業での採用も視野に入れて、民間企業のテーマを実施するイメージ）、クロスアポイントメント制度の活用等を行うもの
- ※3 医薬品や医療機器として、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査・承認を受けることを前提としたもの

《対象となる共同研究の例》

【パターン1】 企業と新規テーマで共同研究を開始する場合。

【パターン2】 既に別の共同研究を行っている相手先企業と、本事業に提案する新規の研究開発計画（テーマ、期間、契約額等）に沿って「合意書」（P.27）を作成し、共同研究等を開始する場合。

- 本助成事業以外の研究開発成果と合わせて実用化を目指すものでも構いません。（ただし、研究開発の実施内容や資金等は分けて整理されている必要があります。）
- 成果発表等の際には、本事業により支援を受けたことを必ず表示してください。他の研究開発での成果と併せて発表を行う場合も同様です。

## 2. 共同研究フェーズ（5）応募方法

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」において応募の申請を行った上で、下記の書類をE-mailの添付ファイルにて提出してください（e-Radへのアップロードは不要です）。

### 《提出書類》

- **様式 1. 提案書【共同研究フェーズ】** (PDF及びWORD)
  - ※「添付資料 1. 主任研究者研究経歴書」
  - 「添付資料 2. その他の研究費の応募・受入状況」を含む。
- **添付資料 3. 利害関係の確認について** (PDF)
- **添付資料 4. 応募内容提案書（e-Radで作成）** (PDF)

### 《提出先》

NEDO新領域・ムーンショット部 「若サポ」 担当宛

E-mail : [wakate-5-ky@nedo.go.jp](mailto:wakate-5-ky@nedo.go.jp)

※メールタイトル文頭に必ず【共同研究フェーズ提案書：所属機関\_氏名】と記載してください。

※内容についてNEDOから問い合わせする場合がありますので、必ず提案者本人から提出してください。

※本公募に関するご質問は「お問い合わせ先」（P.28）に記載のメールアドレスにお問い合わせください。  
上記のアドレスにお送りいただいても回答できない場合があります。

《提出期限》 **2023年4月11日（火）正午<厳守>**

## 2. 共同研究フェーズ（6）提案に関する注意

- a. NEDOへの提案書の提出とe-Radによる申請の両方の手続きが必要です。  
e-Radによる申請手続きを行わないと、本助成事業への応募ができません。e-Radの所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があるため、余裕を持って登録手続きを行ってください。
- b. 提案書の作成にあたっては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」  
([https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html))  
を活用して共同研究等の実施計画を策定してください。
- c. 提案書の内容は原則非公開としますが、秘匿したい内容は記載しないでください。  
提案書の提出前に、提案書の記載内容について共同研究等を実施する企業に確認してください。
- d. 応募要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に開始されるもののみです。  
※既に共同研究等を行っている企業と実施するものについては、これまでのものと当該助成事業への提案内容を分けて整理し、新たな研究開発計画（テーマ、期間、契約額等）として「合意書」（P.27）を作成してください。
- e. 採択に至った場合でも、審査の結果により提案内容、提案額について条件を付すことがあります。
- f. 提案の段階では企業との共同研究等に係る契約を締結しておく必要はありませんが、採択された場合には、速やかに共同研究等が実施できる体制を整えてください。

### 3. マッチングサポートフェーズ（1）概要

大学等に所属し、産業界が期待する目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施する若手研究者と企業との共同研究等の機会を創出するためのマッチング支援※を行います。また、審査で助成対象事業として採択されたものについて助成します。



■ 助成金交付先：若手研究者（主任研究者、登録研究員）が**所属する大学等**

■ 助成金の額：1テーマあたり**1,000万円以内**

■ 助成事業期間：**最大2年間（3か年度）**

※ステージゲート審査により、共同研究フェーズへの移行が認められた場合、共同研究フェーズでの事業期間は最大3年間（4か年度）とします。

### 3. マッチングサポートフェーズ（2）事業スキーム



本助成事業は、「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程」（2023年2月改訂予定）に沿って実施します。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

#### ○ 助成対象となる費用

当該助成事業に必要な費用のうち、交付規程に定める**直接経費**及び**間接経費**の範囲。

#### ○ 助成金額

1テーマあたり**1,000万円以内とする。**

**（2023年度及び2024年度の合計で1,000万円以内、2025年度は0円）**

\*採択決定後に提出いただく「**交付申請書**」（P.27参照）に基づき、交付決定します。  
支払額は交付規程に定める通り、精算払にて確定します（交付先となる大学等からの本助成事業に要する支出についてその実績を検査して確定）。ただし必要に応じて年4回の概算払が可能です。

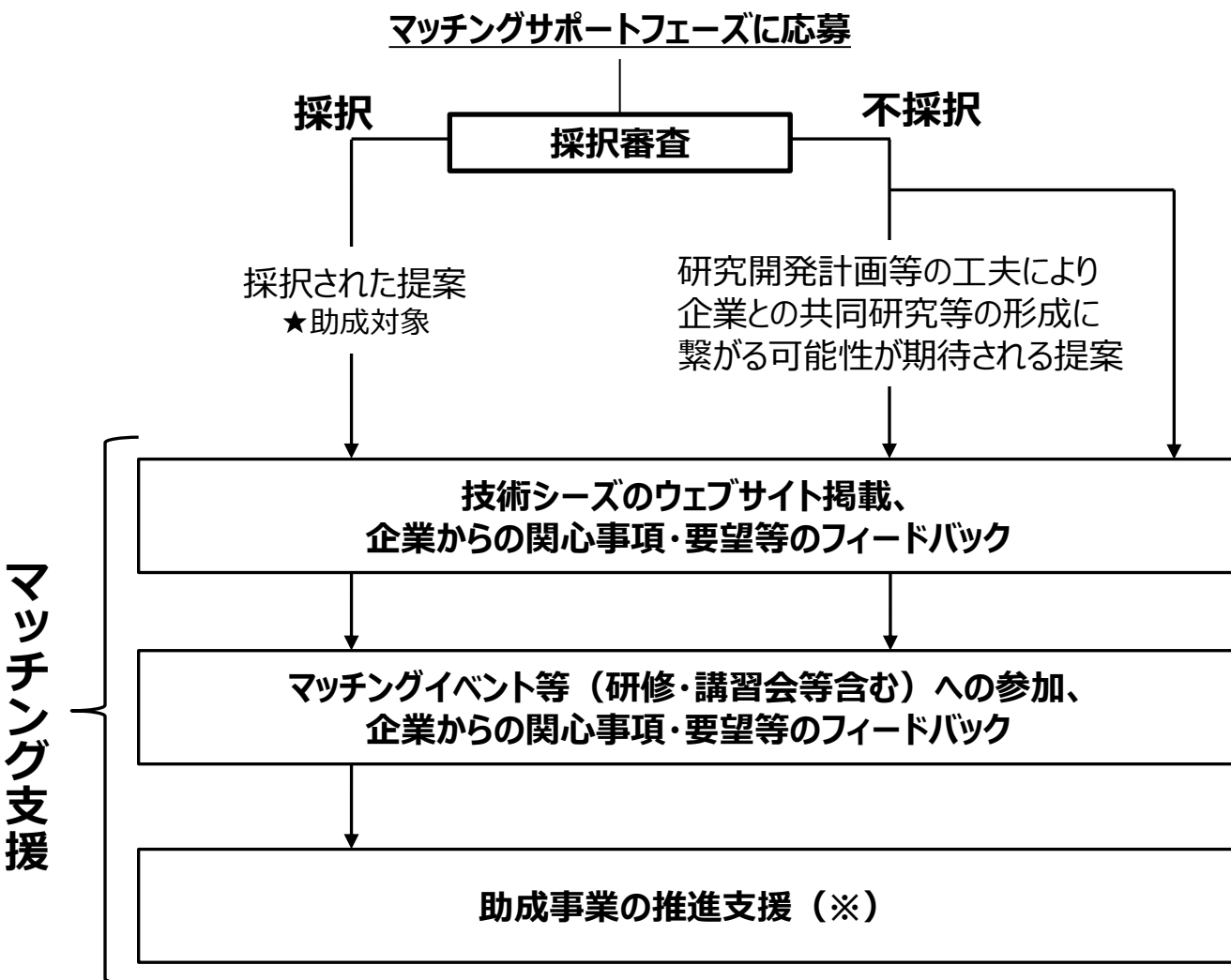
★助成金の額には間接経費（直接経費の30%）を含みます。

★本事業では主任研究者本人の人件費の計上も可能です。



### 3. マッチングサポートフェーズ（3）事業スキーム

#### マッチングサポートフェーズにおける支援の流れ



□ 応募を受け付けた提案について、マッチング支援を目的として、個人情報以外の提案内容をNEDOウェブサイトに掲載し、技術シーズを広く企業に周知します。企業からの関心事項があった場合は提案者にフィードバックします。

□ 採択審査において、企業との共同研究等を形成する可能性があると評価された提案（採択に至らなかった提案を含む）については、マッチングイベント等（共同研究等の形成に向けた研修・講習会等含む）に参加していただきます。マッチングイベントにおいて収集した企業からの関心事項・要望等については、取りまとめた上で対象の提案者にフィードバックします。

□ 採択された提案については、マッチングサポート委託機関による企業への周知活動で企業からの関心事項・要望等を収集し、それらを踏まえて、助成事業の推進支援を実施します。

※助成事業の実施において、企業との共同研究等の形成を促進するための助言・提言を行う。例えば、企業からの関心事項・要望等の解釈と研究開発計画への反映指導、研究開発出口イメージの提案（PRする企業分野・業界の選定）等。

#### マッチングサポートフェーズにおける支援（予定）

##### ① 技術シーズのウェブサイト掲載

- 若手研究者が有する研究シーズを紹介する専門サイトを開設。

##### 若手研究者発掘支援マッチングプラットフォーム

<https://wakasapo.nedo.go.jp/>



##### ② マッチングイベント

- 若手研究者と企業等とのマッチングイベントを、オンライン上の仮想イベント空間やリアル開催で実施。

##### 産学連携集合研修

- 研究者及び産学連携担当者向けに、産学連携の成立に向けたセミナーを実施。

##### ③ 助成事業の推進支援（伴走型のフォローアップ支援）

- 企業の関心事項を研究開発計画に反映するサポート、研究開発出口イメージの提案等の助言。



### 3. マッチングサポートフェーズ（5）対象者

マッチングサポートフェーズにおける提案者（主任研究者）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 助成事業の責任者（主任研究者）となること。
- 2023年4月1日時点において、**博士号の学位の取得者**であること。
- 2023年4月1日時点において、**45歳未満**であること。但し、今回の公募では、**出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者については、2023年4月1日時点において、50歳未満**であること。\*
- 日本国内に所在する大学等に在籍する**研究者**であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む **雇用契約が締結されていること**。
- 企業との共同研究等に向けた技術シーズを有し、かつ共同研究等の実施を希望し、共同研究フェーズを目指す者。
- NEDO及びマッチングサポート委託機関が実施する**マッチング支援を受けることを希望する者**。
- 助成事業の実施にあたって、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。

**助成事業に研究者として登録される研究者（登録研究員）**は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 2023年4月1日時点において、**博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者**であること。
- 2023年4月1日時点において、**45歳未満**であること。但し、今回の公募では、**出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者については、2023年4月1日時点において、50歳未満**であること。\*
- 日本国内に所在する大学等に在籍する**研究者**又は**学生**であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む**雇用契約が締結されていること**。

**助成金の交付先となる大学等**（主任研究者及び登録研究員が所属する機関）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 日本国内に所在すること**。
- 提案時点では要件としないが、マッチングサポートフェーズの事業実施中に企業との共同研究等の形成に至り、共同研究フェーズへの事業を継続する場合、共同研究等を実施する企業との間で共同研究等に係る契約を締結する等により、**共同研究等が実施できる体制を構築できること**。
- 経理その他の事務についての的確に管理できる体制を有すること。
- e-Rad上で提案者に対して機関承認を行えること。
- 提案者の提案が採択された場合、NEDOに対して助成金交付に係る申請ができること。

※ダイバーシティの拡大推進の観点から、実際にライフイベントに伴って研究の継続に困難があった方を想定しています。目安として、合計で1ヶ月程度以上の産休・育休・介護休を取得された場合となります。

なお、証明書類の提出は不要ですが、提案書の記載内容については、当該要件に限らず、必要に応じてNEDOから確認をさせていただくことがあります。提案書に不備（虚偽）が発覚した場合は、受理後であっても、無効となる場合があります。

### 3. マッチングサポートフェーズ（6）対象事業

**産業技術分野及びエネルギー・環境分野での実用化を目指す目的志向型の創造的な基礎又は応用研究**※1  
で、**産業界が期待する研究開発**であり、**研究開発の成果が産業に应用される**ことを目的として、**今後企業との共同研究等を目指すもの**。

但し、「**医薬・創薬分野、医療機器分野**※2」への応用のみを想定した研究開発提案は対象外。

- ※1 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。但し、原子力技術に係るものは除く。）に係る研究開発を行うもの
- ※2 医薬品や医療機器として、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査・承認を受けることを前提としたもの

- 現時点でシーズ技術の具体的な応用先が決まっていなくても構いませんが、想定される実用化イメージを提案書において示してください。
- 成果発表等の際には、本事業により支援を受けたことを必ず表示してください。他の研究開発での成果と併せて発表を行う場合も同様です。

### 3. マッチングサポートフェーズ（7）応募方法

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」において応募の申請を行った上で、下記の書類をE-mailの添付ファイルにて提出してください（e-Radへのアップロードは不要です）。

#### 《提出書類》

- **様式 2. 提案書【マッチングサポートフェーズ】** (PDF及びWORD)
  - ※「添付資料 1. 主任研究者研究経歴書」
  - 「添付資料 2. その他の研究費の応募・受入状況」を含む。
- **添付資料 3. 利害関係の確認について** (PDF)
- **添付資料 4. 応募内容提案書** (e-Radで作成) (PDF)

#### 《提出先》

NEDO新領域・ムーンショット部 「若サポ」 担当宛

E-mail : [wakate-5-ma@nedo.go.jp](mailto:wakate-5-ma@nedo.go.jp)

※メールタイトル文頭に必ず【マッチングサポートフェーズ提案書：所属機関\_氏名】と記載してください。

※内容についてNEDOから問い合わせする場合がありますので、必ず提案者本人から提出してください。

※本公募に関するご質問は「お問い合わせ先」（P.28）に記載のメールアドレスにお問い合わせください。  
上記のアドレスにお送りいただいても回答できない場合があります。

《提出期限》 **2023年4月11日（火）正午<厳守>**

### 3. マッチングサポートフェーズ（8）提案に関する注意



- a. NEDOへの提案書の提出とe-Radによる申請の両方の手続きが必要です。  
e-Radによる申請手続きを行わないと、本助成事業への応募ができません。e-Radの所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があるため、余裕を持って登録手続きを行ってください。
- b. 提案書の作成においては、マッチングサポートフェーズで実施を予定する、最大2年間（3か年度）の研究開発計画を作成してください。  
なお、現時点で想定する共同研究フェーズ期間の研究開発計画についても、出口イメージを踏まえ、企業とどのような研究開発を実施する必要があるか、どのような課題があるか等、想定できる範囲で作成してください。
- c. 提案書は、企業との共同研究等の機会の創出のため、個人情報以外の記載内容については、別途提案者の了解を得た上で原則公開とします。秘匿したい内容は記載しないでください。提案書の提出前に、提案書の記載内容について所属する機関の産学連携部門、連携する研究機関等に確認してください。
- d. 採択に至った場合でも、審査の結果により提案内容、提案額について条件を付すことがあります。
- e. 採択決定後は、交付規程により、所属する大学等から助成金交付に係る申請を行う必要があります。

## 4. スタートアップ課題解決支援型（1）概要

大学等に所属する若手研究者が、自身の研究力を生かして研究開発型スタートアップ等（以下「スタートアップ」という。）と初期的な共同研究等を実施し、スタートアップが事業推進や新事業創出等にあたって直面する技術的課題の解決を目指すものを支援します。



- 助成金交付先：若手研究者（主任研究者、登録研究員）が所属する大学等
- 助成金の額：1テーマあたり2,000万円以内
- 助成事業期間：交付決定日（2023年8～9月頃を予定）～2024年2月末

## 4. スタートアップ課題解決支援型（2）事業スキーム



本助成事業は「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程」（2023年2月改訂予定）に沿って実施します。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

### ○ 助成対象となる費用

当該助成事業に必要な費用のうち、交付規程に定める**直接経費**及び**間接経費**の範囲。

### ○ 助成金額

1テーマあたり**2,000万円以内**とする。

\*採択決定後に提出いただく「**交付申請書**」・「**合意書**」（P.27）に基づき交付決定します。

支払額は交付規程に定める通り、精算払にて確定します（交付先となる大学等からの本助成事業に要する支出についてその実績を検査して確定）。ただし必要に応じて2回（2023年11月上旬、2024年2月上旬）の概算払が可能です。

★助成金の額には間接経費（直接経費の30%）を含みます。

★本事業では主任研究者本人の人件費の計上も可能です。

★スタートアップを含む共同研究等の相手先企業からの共同研究等費の金額は任意です。



## 4. スタートアップ課題解決支援型（3）対象者

**スタートアップ課題解決支援型における提案者（主任研究者）**は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 助成事業の責任者（主任研究者）となること。
- 2023年4月1日時点において、**博士号の学位の取得者**であること。
- 2023年4月1日時点において、**45歳未満**であること。但し、今回の公募では、**出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者については、2023年4月1日時点において、50歳未満**であること。\*
- 日本国内に所在する大学等に在籍する**研究者**であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む**雇用契約が締結されていること**。
- 提案時点で企業と共同研究等の検討がされており、**交付決定後すぐにスタートアップとの共同研究等に着手できること**。
- 助成事業の実施にあたって、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。

**助成事業に研究員として登録される研究者（登録研究員）**は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 2023年4月1日時点において、**博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者**であること。
- 2023年4月1日時点において、**45歳未満**であること。但し、今回の公募では、**出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者については、2023年4月1日時点において、50歳未満**であること。\*
- 日本国内に所在する大学等に在籍する**研究者**又は**学生**であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む**雇用契約が締結されていること**。

**助成金の交付先となる大学等**（主任研究者及び登録研究員が所属する機関）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 日本国内に所在すること**。
- 交付決定までに、提案者が共同研究等を実施するスタートアップとの間で共同研究等に係る契約を締結する等により、**共同研究等が実施できる体制を有すること**。
- 経理その他の事務についての的確に管理できる体制を有すること。
- e-Rad上で提案者に対して機関承認を行えること。
- 提案者の提案が採択された場合、NEDOに対して助成金交付に係る申請ができること。

※ダイバーシティの拡大推進の観点から、実際にライフイベントに伴って研究の継続に困難があった方を想定しています。目安として、合計で1ヶ月程度以上の産休・育休・介護休を取得された場合となります。

なお、証明書類の提出は不要ですが、提案書の記載内容については、当該要件に限らず、必要に応じてNEDOから確認をさせていただくことがあります。提案書に不備（虚偽）が発覚した場合は、受理後であっても、無効となる場合があります。

## 4. スタートアップ課題解決支援型（4）対象事業①

**産業技術分野及びエネルギー・環境分野での実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究※1**で、**スタートアップが事業推進や新事業創出等にあたって直面する技術的課題の解決を目指した共同研究等※2**を行うもの。

但し、「**医薬・創薬分野、医療機器分野※3**」での実用化に事業目的を限定した研究開発提案は対象外。

- ※1 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。但し、原子力技術に係るものは除く。）に係る研究開発を行うもの
- ※2 日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）と、実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ（事業終了後に民間企業での採用も視野に入れて、民間企業のテーマを実施するイメージ）、クロスアポイントメント制度の活用等を行うもの
- ※3 医薬品や医療機器として、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査・承認を受けることを前提としたもの

《対象となる共同研究の例》

【パターン1】 スタートアップと新規テーマで共同研究を開始する場合。

【パターン2】 既に別の共同研究を行っている相手先スタートアップと、本事業に提案する新規の研究開発計画（テーマ、期間、契約額等）に沿って「合意書」（P.27）を作成し、共同研究等を開始する場合。

- 本助成事業以外の研究開発成果と合わせて実用化を目指すものでも構いません。（ただし、研究開発の実施内容や資金等は分けて整理されている必要があります。）
- 成果発表等の際には、本事業により支援を受けたことを必ず表示してください。他の研究開発での成果と併せて発表を行う場合も同様です。



## 4. スタートアップ課題解決支援型（4）対象事業②

本事業への応募要件とする共同研究等は、2023年4月1日時点において、**以下の定義を全て満たす研究開発型スタートアップ等（以下「スタートアップ」という。）を1社以上含むもの**とします。

### <本事業におけるスタートアップの定義>

a. 中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たすこと。

主たる事業として営んでいる業種※1	資本金基準※2	従業員基準※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

b. **設立15年未満**であること。

## 4. スタートアップ課題解決支援型（5）応募方法

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」において応募の申請を行った上で、下記の書類をE-mailの添付ファイルにて提出してください（e-Radへのアップロードは不要です）。

### 《提出書類》

- **様式 1. 提案書【スタートアップ課題解決支援型】**（PDF及びWORD）
  - ※「添付資料 1. 主任研究者研究経歴書」
  - 「添付資料 2. その他の研究費の応募・受入状況」を含む。
- **添付資料 3. 利害関係の確認について**（PDF）
- **添付資料 4. 応募内容提案書**（e-Radで作成）（PDF）

### 《提出先》

NEDO新領域・ムーンショット部 「若サポ」 担当宛

E-mail : [wakate-su@nedo.go.jp](mailto:wakate-su@nedo.go.jp)

※メールタイトル文頭に必ず【スタートアップ課題解決支援型提案書：所属機関\_氏名】と記載してください。

※内容についてNEDOから問い合わせする場合がありますので、必ず提案者本人から提出してください。

※本公募に関するご質問は「お問い合わせ先」（P.28）に記載のメールアドレスにお問い合わせください。  
上記のアドレスにお送りいただいても回答できない場合があります。

**《提出期限》 2023年4月11日（火）正午＜厳守＞**

## 4. スタートアップ課題解決支援型（6）提案に関する注意



- a. NEDOへの提案書の提出とe-Radによる申請の両方の手続きが必要です。  
e-Radによる申請手続きを行わないと、本助成事業への応募ができません。e-Radの所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があるため、余裕を持って登録手続きを行ってください。
- b. 提案書の作成にあたっては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」  
([https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html))  
を活用して共同研究等の実施計画を策定してください。
- c. 提案書の内容は原則非公開としますが、秘匿したい内容は記載しないでください。  
提案書の提出前に、提案書の記載内容について共同研究等を実施する企業に確認してください。
- d. 応募要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に開始されるもののみです。  
※既に共同研究等を行っている企業と実施するものについては、これまでのものと当該助成事業への提案内容を分けて整理し、新たな研究開発計画（テーマ、期間、契約額等）として「合意書」（P.27）を作成してください。
- e. 採択に至った場合でも、審査の結果により提案内容、提案額について条件を付することがあります。
- f. 提案の段階では企業との共同研究等に係る契約を締結しておく必要はありませんが、採択された場合には、速やかに共同研究等が実施できる体制を整えてください。

# 5. 事業開始までのプロセス

公募・採択審査スケジュール（予定）

2023年								
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
公募			採択審査			採択決定		
						交付申請手続き	事業開始	

- 公募締切後、外部有識者による審査及びNEDO内に設置する契約・助成審査委員会による総合的な審査を行い、採択を決定します。  
 （審査の内容によって、実施内容や助成対象経費に条件を付す場合があります。）
- 採択決定された提案については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、不採択理由を添えてその旨を通知します（2023年7月上旬頃を予定）。採択が決定された提案に関しては、助成事業者名（所属機関名）、研究開発テーマ名等の情報をNEDOウェブサイトに公表します。
- 採択決定後、「**官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程**」に定める下記の様式を提出いただき、NEDOからの交付決定通知日をもって事業開始となります（それ以前の経費は助成対象とはなりません）。

  - **助成金交付申請書**（様式第1）、**助成事業実施計画書**（様式第1 添付資料1）、**実用化提案書**（様式第1 添付資料2）
  - **助成金交付申請についての合意書**（様式第1 添付資料3） ※共同研究フェーズ、スタートアップ課題解決支援型のみ  
 （提案する共同研究等のテーマ、期間、契約額等について、相手先企業との合意内容を証するもの。  
 なお、企業との共同研究契約書の提出は不要。）
  - **共同研究等実施計画策定の手引き**（産学官連携の体制整備に関するチェックシート）  
 （様式第1 添付資料3（別紙1）） ※共同研究フェーズ、スタートアップ課題解決支援型のみ

当該助成事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等に関するお問い合わせは、下記E-mailにて受け付けます。

(審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。)

併せて、「FAQ (よくあるご質問)」を公募ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。  
(随時更新予定)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新領域・ムーンショット部 「若サポ」担当

E-mail : [wakate-contact@nedo.go.jp](mailto:wakate-contact@nedo.go.jp)

